

## 「札幌市公文書館整備計画」の概要について

(総務局行政部総務課長 川原 真人)

本市では、平成21年11月に「札幌市公文書館基本構想」を策定し公文書館の設置に向けた基本的な考え方を整理しました。以後、この構想に基づき、設置場所、開設時期等のスケジュールについての検討を進めてきましたが、この度、「札幌市公文書館整備計画」(以下「整備計画」という。)としてまとめましたので、以下、その概要を紹介いたします。

なお、整備計画本文は、以下のURLからご覧いただけます。<http://www.city.sapporo.jp/somu/kobunsyokan/seibikeikaku.html>

### 1 公文書館の設置

国においては、公文書の管理体制や利用・活用等の充実強化等を求める「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。)が、平成23年4月から施行されました。公文書管理法では、努力義務ではありますが、地方公共団体においても、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、実施することが求められています(同法第34条)。

そこで、こうした法律への対応や市民自治の推進を図るため、重要な公文書の選別、保存、閲覧等を行う施設として札幌市公文書館の平成25年度の設置を目指します。

### 2 設置の目的及び効果

公文書館は、保存期間を経過した公文書のうち、市民と市の共有財産である重要な公文書を、適正な管理のもと蓄積し、利用・活用できる環境を整えることで、1)市民自治の充実を図ります。

2)行政運営の透明性・効率性を確保します。

3)行政の説明責任を果たします。

また、公文書館は、文化資料室が蓄積してきた歴史資料等を引き継ぎ、札幌の成り立ちや特色に関する市民等の調査研究を総合的に支援します。

### 3 公文書館の機能

公文書館は、保存期間が満了した公文書の中から重要な価値を有するとして評価・選別した公文書やその他の資料を長期間保存し、市民等がその資料等

を広く利用・活用するための機能を持ちます。

#### 1) 公文書管理制度の変更

公文書館がこうした機能を持つためには重要な価値を有する公文書の管理体制や活用体制の充実を図っていく必要があります。

このため、現在、公文書の保存期間で「永年」の区分がありますが、これを「30年」の区分に変更し、30年以下の保存期間を満了した公文書のうち重要な文書が、適切に公文書館に移管される体制を整えます。

#### 2) 公文書の保存

保存対象ですが、各局・各区、教育委員会等の各行政委員会、各公営企業等を対象とし、市政に関し、将来にわたって札幌市の活動を検証する上で、重要な資料となる公文書等を収蔵していきます。

#### 3) 公文書の利用

公文書の利用に関しては、市民が必要な公文書等を探し出すことができるよう目録を整備します。また、公文書の公開に関しては、個人情報等を保護する必要から情報公開制度との整合を図っていきます。

### 4 管理運営体制

保存文書には、個人情報等の非公開情報が含まれていること、公文書の評価・選別には行政経験が必要であることから、公文書館の運営は札幌市の行政部局が担う方針です。

### 5 施設の整備

公文書館は、利用者の利便性や公文書の収容能力等を考慮し、旧豊水小学校複合施設(中央区南8条西2丁目)を有効活用し、公文書館の開設を目指します。

### 6 関係条例等の整備

公文書管理法などの趣旨を踏まえつつ、公文書の新たな取扱方法を定めるため、また、公文書館を設置するため、公文書管理条例と公文書館条例の制定に向けて準備を進めます。

# 「国立公文書館創立40周年」・「国際アーカイブズの日」記念講演会の報告

## — 公文書管理法施行への対応 —

(総務局行政部文化資料室資料担当係長 竹内 啓)

平成23年6月9日(木)、JA共済ビル(カンファレンスホール)で「国立公文書館創立40周年」・「国際アーカイブズの日」記念講演会及び平成23年度全国公文書館長会議が開催されたが、本稿では紙面の関係で記念講演会の概要についてのみ報告したい。

「国立公文書館創立40周年」・「国際アーカイブズの日」記念講演会は、高山正也国立公文書館長の開会挨拶に始まり、日本経済新聞社の松岡資明編集委員へ感謝状贈呈、大濱徹也筑波大学名誉教授の基調講演「国立公文書館創立40周年にあたって」と宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授の講演『公文書等の管理に関する法律』の施行にあたって」と続き、参加者との意見交換の後、閉会した。

大濱氏の基調講演は、「真理がわれらを自由にする」というヨハネ福音書の一節を、歴史学者羽仁五郎が国立国会図書館法の前文に起草した意図は何か、また敗戦時教育行政の責任者となった文部大臣前田多門がcivicsを提起し、戦後日本教育の要として考えた背景を、国立公文書館40年の歩みを振り返りながら、改めて問い直すというものであった。

戦前の統治者に対する臣民という上下の関係から、横のつながりをもち、公共生活を共同処理することのできる秩序形成能力を身につけた市民を育てていくこと、すなわち日本人は各人の責任において政治を行う市民哲学、市民精神をcivicsから学び、公共生活への開眼をはかる必要がある、というのが前田の考えであった。知識は監督者に、知恵は民衆の上にとというのがcivicsの理念なのである。

一方、羽仁五郎は、無知こそあらゆる非惨の原因であり、人民主権は無知の上には保障されないという信念から、国立国会図書館にアーカイブズ的な使命、情報の府であり知の巨人であることを求めて、あの前文を起草したのである。記録し、検証する文化に民主主義は支えられている。言い換えれば、アーカイブズこそが民主主義の基礎であるということをも日本人の心に刻みつけようとしたのである。

civicsにより秩序形成能力を身につけた市民がアーカイブズに求めるのは行政的価値のある文

書であり、これは行政職員の眼で選別が可能である。アーキビストの眼が必要とされるのは公文書を組織横断的に検証していく検討段階である。統治を検証し、記録等による討論が倫理的文化的なヘゲモニーの確立による公論の形成に導く熟議型民主主義を可能にする。そのためにも公文書等の記録は業務の証しとして必要であり、行政改革に資するものである、といった大変含蓄のある内容の講演であった。

宇賀氏の新法逐条解説は3年連続拝聴しているが、年々こちらの理解が深まる一方、新法の奥の深さもしみじみと感じている。「行政文書管理ガイドライン」の精緻な構成もさることながら、やはり骨格である公文書管理法の基本設計が見事なせいであろう。

今後、各自治体で整備されるはずの管理条例も新法の崇高な理念をどこまで具現化できるのか、まさに今その手腕が問われているといえそうである。

意見交換の場では、①地方自治体における公文書の対象範囲は？→情報公開・個人情報保護条例と同様が妥当だが、出資法人や指定管理者を対象と考える自治体も出てきている(宇賀氏)。②福岡県共同公文書館は今後一つのモデルケースとなりうるか？→検討されるべきモデルケースであろう(宇賀氏)。→基本構想で関わったが、各市町村の個性を生かした移管が大切(大濱氏)。③行政的価値判断についてさらに詳しく→行政職員自身が担当文書の価値を熟知しており、これを活用すべきである(大濱氏)。④公文書館に既存施設の活用をと宇賀氏は提言されたが、施設基準のハードルは高く、緊急避難的にしか難しいのでは？→ハード面のセキュリティ体制は確かに重要だが、公文書館がないので条例をつくるのは無理と考える自治体が多いため、既存スペースの活用を提言した。条例と公文書館の順序は問わない。重要なのは、公文書館機能の整備である(宇賀氏)。⑤管理条例では執行機関の多元主義の問題があると思うか？→私の著書『情報公開と公文書管理』(2010.有斐閣)の中でも詳説したが、他機関からの報告義務くらいまでは問題ないものと考えられる(宇賀氏)。などといった質疑応答が交わされた。

郷土史相談室だより⑩

みなさまのご質問から



郷土史相談室には小学生から 90 代までさまざまな方が来られます。研究や執筆、刊行物の編さん、番組制作、ご先祖調べなどの目的を持った方もいれば、観光や散歩で展示を見たついでに立ち寄られた方。「よい資料が見つかりました。ありがとう。」の一言や「いやあ、楽しかった。こんなところがあったとは！」という一言は私たちの大きな励みになっています。

しかし一方では、PR不足のご指摘や、利用方法や利用条件を事前に知りたいという声もいただきます。そこで今回はお問い合わせの中から所蔵資料の利用に関することと、札幌市文化資料室の建物の由来についてご紹介したいと思います。

\*\*\*\*\*

昨夏からWEBサイトで所蔵写真の検索ができるようになりました。こういう写真を探したいが適切なキーワードはないかなどというお問い合わせもいただいています。

検索と閲覧はWEBでできますが、複製の場合は来室の上、接写してください。「来室→写真を選ぶ→申請書に記入→係が写真を用意し、著作権や使用条件等の確認をする→接写」というのが大まかな流れです。利用は無料ですが、複写サービスは行っていませんので、カメラをお忘れなく。ただ、閲覧枚数が多い場合には時間がかかることもあります。なお複製した写真を掲載等に利用したい方は、直接相談室までお問い合わせください。



相談室の資料検索システムのトップ画面

また、写真以外の所蔵資料（地図や絵はがき、図書など）についても、郷土史相談室の検索用パソコンで検索ができます（写真参照）。文化資料室の資料のほとんどは開架書庫にあるので、調べたいことやお探しの資料を伝えてくだされば相談員

が資料探しのお手伝いをします。気軽にお声をかけてください。

\*\*\*\*\*

「この建物は以前は何だったのですか？」と尋ねられることもよくあります。札幌市文化資料室が入居している建物は札幌市立豊水小学校の旧校舎です。豊水小学校は明治19年に創成小学校第二分校として開校した歴史のある学校でしたが、都心部の児童数の減少により平成16年3月に閉校しました。今も子ども達の卒業記念作品が階段を彩り、敷地の西側には大典記念文庫（大正5～6年建設の学校図書館）の書庫部分や、「ほうすい師弟の像」（昭和15年設置）が古の面影を残しています。



豊水小学校大典記念文庫 2007.10

閉校した豊水小学校は近隣の創成・曙・大通小学校と統合され、同年4月に資生館小学校が開校しました。余談になりますが、豊水小学校や一条中学校（昭和43年に閉校）の卒業生の方はよく来室されます。住宅地図や写真、学校記念誌などを囲んで、お友達同士やご夫婦で当時のことを語り合う姿は楽しそうです。昭和23年度から3年間、豊水小学校のローマ字教育実験学級に在籍した方から、国語以外の授業は黒板もノートもすべてローマ字を使ったと伺い驚いたこともありました。

\*\*\*\*\*

まだまだ知られざる文化資料室ですが、この頃は、札幌市資料館や市役所・区役所を始め、WEBサイトやブログで当室を紹介して下さる方も増え始め感謝しています。今、私たちは公文書館の開設にむけて資料整理やデータの整備をすすめ、より使いやすい施設をめざして努力中です。利用や所蔵資料についてのご質問は、ご遠慮なくお電話やメールでお問い合わせください。

（郷土史相談員 大矢 和子）

# 行事予定(平成23年度夏季～秋季)

## 札幌の歴史探検



札幌の歴史に詳しい先生の話や、文化資料室にある写真・地図などを使って「札幌の歴史新聞」をつくろう！

- 時間■ 全て 10時～12時30分
- 会場■ 札幌市文化資料室2階 郷土史相談室
- 対象■ 小学4年生～中学生
- 定員■ 12名（応募者多数の場合は抽選。）
- 講師■ 榎本 洋介（札幌市文化資料室）

### ■テーマ■

- ①「世界の動物を守るには？円山動物園の歴史」  
9月10日（土）（9月1日（木）しめきり）
- ②「借樂園からモエレ沼公園へ」  
10月22日（土）（10月13日（木）しめきり）
- ③「むかしの学校生活の楽しみは、遊びと給食？」  
12月3日（土）（11月24日（木）しめきり）

### ＊お申込方法(札幌の歴史探検)

電話、ハガキまたはEメールで下記の宛先までお申し込みください。

ハガキ・Eメールの場合は講座名(希望の回)、住所、郵便番号、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、学校名、学年をご記入ください。

## 古文書講座

- 日時■ (中級) 平成23年8月30日(火)、9月13日(火)、  
9月27日(火) 全3回 18時15分～20時15分  
(上級) 平成23年10月8日(土)、11月12日(土)、  
12月10日(土) 全3回 14時～16時
- 申込締切■ (中級) 8月18日(木) (必着)  
(上級) 9月22日(木) (必着)
- 会場■ 札幌市文化資料室2階 会議室
- 対象■ 市内に居住か通勤・通学する、古文書がある程度読めて、3回連続参加が可能な方。

### ＊お申込方法(古文書講座)

往復ハガキに、講座名、住所、郵便番号、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、返信先をご記入のうえ、下記住所までお送りください。

一通につきお一人様一講座のお申し込みとなります。

## 文化資料室 利用のご案内

- 開館時間■ 8時45分～17時15分 ■入館料■ 無料
- 休館日■ 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
- 交通アクセス■

東豊線「豊水すすきの」駅下車6・7番出口から徒歩3分、  
または南北線「中島公園」駅下車1・2番出口から徒歩5分

♪郷土史相談室・札幌の歴史展示室がご利用になれます

♪ご来館の際は公共交通機関でお越しください

